

金銭管理・施設契約等でお困りの方が いればご相談ください！



成年後見制度・任意後見制度・委任契約

認知症など、判断能力が不十分な方の権利を擁護し支援するための制度です。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって3類型【後見（例：判断能力が殆どない）・保佐（例：買物はできるが契約行為が困難）・補助（例：契約行為は出来るが誰かにだまされそう）】に分かれています。

任意後見制度は、今はまだ大丈夫でも、判断能力が低下した時のために支援する人をあらかじめ定めておく制度です。判断能力の低下がない状態でも金銭管理等の支援が行えるよう、委任契約が併用される場合もあります。後見人等は、本人の意思を尊重し、財産管理や身上監護についての契約や手続きを代理・同意・取消等の方法で支援します。

- 通帳や権利証の管理
- 収支の管理
(年金等、収入の受取り、公共料金等の支払い)
- 不動産等の管理
- 金融機関との取引等

財産管理

- 本人の住まいに関する
こと
- 医療（治療や入院）
- 介護サービス利用契約等に関する
こと
- 施設入退所に関する
こと等

身上監護

- 申立人：本人の他、配偶者や4親等内の親族、市町村長等
- 申立費用：印紙や切手代、医師の診断書料
- 申立後の費用：後見人等への報酬（上記助成制度あり）

申立人・費用等

ご相談は社会福祉士まで！



真鍋（まなべ）

菊水地区担当

不安を解決できるように
一緒に考えていきます！



網谷（あみや）

東札幌地区担当

小さなことでも、お気軽に
ご相談下さい！



野知（のち）

北白石・菊の里地区担当

判断能力が低下された方の
権利を守ります！

連絡先

札幌市白石区第2地域包括支援センター

TEL：011-837-6800 email：shiroishi2@hsh.or.jp



HSH_CW